

告示

埼玉県告示第千百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

監事 高橋 八夫 埼玉県児玉郡神川町大字肥土百十六番地

二 退任

職名 氏名 住所

監事 福嶋 信夫 埼玉県児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一